

平成17年5月

警察庁交通局

「道路交通法施行令改正試案」に対する意見の募集結果について

警察庁は、平成17年4月1日(金)から同年5月2日(月)までの間、「道路交通法施行令改正試案」に対する意見の募集を行いました。

寄せられた主な御意見と、これに対する警察庁の考え方は、別添(「道路交通法施行令改正試案」に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について)のとおりです。

また、集計の詳細については、別紙(「道路交通法施行令改正試案」パブリックコメント集計結果)を御参照ください。

(参考)

寄せられた御意見の総数 35件

(内訳)

電子メール	26件(74.3%)
FAX	5件(14.3%)
郵送	4件(11.4%)

平成17年5月

警察庁交通局

「道路交通法施行令改正試案」に対して寄せられた主な御意見 及びこれに対する警察庁の考え方について

- 1 高速自動車国道における自動車の最高速度に対する主な御意見としては、
安全が第一なので改正試案に賛成である。
高速道路での安全を考えると8トン以上のトラックの速度規制(80km/時以下)は必要である。
といった試案に賛成する御意見があったほか、試案に反対との立場から、
高速道路で最高速度が異なる自動車が混在するのは危険であるから、全ての自動車について100km/時とすべき。
中型自動車の大きさは大型自動車と変わらないから、全ての中型自動車の最高速度を80km/時とすべき。
といった御意見がありました。

高速道路における法定速度は、道路の設計速度を参考に、車両性能の差異や交通事故の実態等を勘案して定められています。高速道路における現行の大型自動車に当たる貨物自動車(以下「大型貨物自動車」といいます。)に係る交通死亡事故件数(平成12年~16年の平均)は死亡事故全体の約25%を占めており、また、高速道路における大型貨物自動車の死亡事故率(交通事故件数に占める死亡事故件数の割合)が普通乗用車等と比べて高いことから、ひとたび事故が発生すれば重大な結果を招く可能性が高くなっています。

高速道路における交通の安全と円滑を図るためには、すべての車両が斉一な速度で整然と通行することが望ましいとの考え方もありますが、こうした大型貨物自動車による死亡事故の現状、車両ごとの性能の差異を考えると、それぞれの車両の走行特性に応じて最高速度を設定せざるを得ず、高速道路における車両総重量8トン

以上の貨物自動車等の最高速度は80km/hとするのが適当であると考えています。

2 中型免許に係る指定自動車教習所等に対する主な御意見としては、

中型免許に係る指定自動車教習所の指定の基準を現行の大型免許に係る基準と同等のものにするのであれば、現行の大型免許に係る指定自動車教習所については、法施行後、大型免許に係る基準に適合するかどうかについて別途審査し直す必要がある。

といった御意見がありました。

現行の大型免許に係る指定を受けている指定自動車教習所のうち、改正後の大型免許に係る指定の基準を満たさないこととなる教習所は、その旨別段の申出をすることが想定されており、こうした申出があった場合を除き、改正後の大型免許及び中型免許に係る指定自動車教習所とみなすこととしています。こうした申出を行うことなく、施行日において改正後の大型免許に係る指定の基準に適合していない場合は、適合命令、指定の取消し等が行われることになることから、基準に適合しない指定自動車教習所が改正後の大型免許に係る教習・検定を行うことはできないものと考えています。

「道路交通法施行令の改正試案」のパブリックコメント集計結果

1 概要

全体に賛成	1件 (2.9%)
全体に反対	0件 (0.0%)
個別項目についての意見	22件 (62.9%)
その他の感想	12件 (34.3%)
合 計	35件 (100.0%)

2 個別項目

(1) 高速自動車国道における中型自動車の最高速度について

試案に賛成	3件 (15.0%)
試案に反対	9件 (45.0%)
その他の感想	8件 (40.0%)
合 計	20件 (100.0%)

(2) 中型免許に係る指定自動車教習所等について

試案に賛成	0件 (0.0%)
試案に反対	1件 (50.0%)
その他の感想	1件 (50.0%)
合 計	2件 (100.0%)

1 「中型免許を受けた者に対する運転制限について」、「中型免許を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者について」及び「中型自動車の使用制限命令の期間並びに放置違反金及び反則金の額について」に対する個別の御意見はありませんでした。

2 割合(%)は小数点第二位を四捨五入したものです。